

発議第2号

多可町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和4年3月25日提出

提出者 多可町議会  
議会運営委員長 日原 茂樹

## 多可町議会基本条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町議会基本条例（平成24年多可町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項を次のように改める。

- 4 議会は、町民、各種団体等との多様な意見交換の場を積極的に設け、町民等からの政策提案の機会の拡大を図り、協働によるまちづくりを推進します。

第7条の見出し中「議会報告」を「議会活動の報告等」に改め、同条第1項を次のように改める。

議会は、町民に対し、多様な手段により議会活動に関する報告を行い、議会活動への町民参加の機会を広げるとともに、多様な意見を把握し、議会活動に反映させます。

第7条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 多可町議会基本条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(町民参加及び情報公開)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>議会は、町民との意見交換の場を設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに政策提言の拡大を図ります。</u></p> <p>(議会報告)</p> <p><b>第7条</b> <u>議会は、議決案件の討議内容及び議決結果について、町民との意見交換会を年1回以上開催します。</u></p> <p>2 <u>町民との意見交換会は、議会の結果報告だけでなく、町政全般に関する課題について町民との意見交換を行い、議会の運営改善及び政策提言に活かします。</u></p>	<p>(町民参加及び情報公開)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>議会は、町民、各種団体等との多様な意見交換の場を積極的に設け、町民等からの政策提案の機会の拡大を図り、協働によるまちづくりを推進します。</u></p> <p>(議会活動の報告等)</p> <p><b>第7条</b> <u>議会は、町民に対し、多様な手段により議会活動に関する報告を行い、議会活動への町民参加の機会を広げるとともに、多様な意見を把握し、議会活動に反映させます。</u></p>